

あんしん通報サービス事業 (在宅型)

高松市では、在宅のひとり暮らし高齢者、重度身体障がい者等の方が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、見守り機能のついた緊急通報装置をご自宅に設置する、「高松市あんしん通報サービス事業（在宅型）」を実施しています。

どんなことができるの？

①緊急時の救急車出動の要請

緊急通報等を受信したコールセンターが、救急車や協力者に出勤を要請するなど、利用者の万が一の場合に対応します。



胸が苦しい

②ちょっとした相談事の対応

健康相談や日常生活の困りごと、日常のちょっとした相談事など、相談ボタンを押すと24時間365日相談に応じてくれます。



③定期的なお伺い電話

月1回、コールセンターからのお伺い電話により、日常生活の見守りを行います。



※ほかにも、事業者独自のサービスがあります。

利用できる方は？

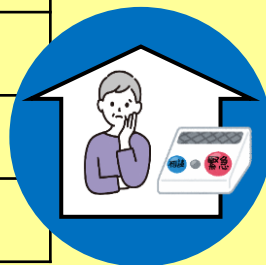
事業の対象者は、市内に住所を有するひとり暮らしの方（高齢者のみの世帯のうち、一方が寝たきりである等ひとり暮らしに準ずる方を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する方です。

- (1) おおむね65歳以上の方で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定に基づく要介護状態区分が要介護に該当する旨の認定を受けている方
- (2) 前号に規定する要介護の認定を受けておらず、おおむね65歳以上の方で、次に掲げる要件のいずれかに該当する方
 - ア 心疾患、脳血管疾患、ぜんそく等の疾患があり、安否確認の必要性が認められる方
 - イ 通常の電話機等によっては、外部との連絡が著しく困難と認められる方
 - ウ 認知症等を有し、緊急事態に対して適切に行動できないと認められる方
- (3) 重度身体障害者
- (4) その他市長が特別の理由があると認める方

※ ひとり暮らしに準ずる方、(2)に該当する方は、民生委員、介護支援専門員、老人介護支援センター職員、保健師、地域包括支援センター職員のいずれかの証明が必要となります。

費用負担について

区分	世帯の階層区分	月額利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）又は、生計中心者が当該年度市民税を課されていない世帯	無料
B	生計中心者の当該年度市民税均等割及び所得割の合算年額が19,800円以下の世帯	306円
C	生計中心者の当該年度市民税均等割及び所得割の合算年額が19,801円以上150,300円以下の世帯	510円
D	生計中心者の当該年度市民税均等割及び所得割の合算年額が150,301円以上の世帯	実費



- ※ 毎年6月に課税状況を調査し、1年間の負担額を決定します。
- ※ 取付工事や撤去工事による利用者の負担はありません。
- ※ 毎月の利用者負担額は契約した事業者にお支払いいただきます。

裏面もあります

緊急通報装置の事業者は？

◆本事業の登録事業者は、下記の4者です。別紙の登録事業者一覧表で、それぞれの事業者のサービス内容を確認し、自分に合った緊急通報装置を選択します。

登録事業者

令和6年10月現在

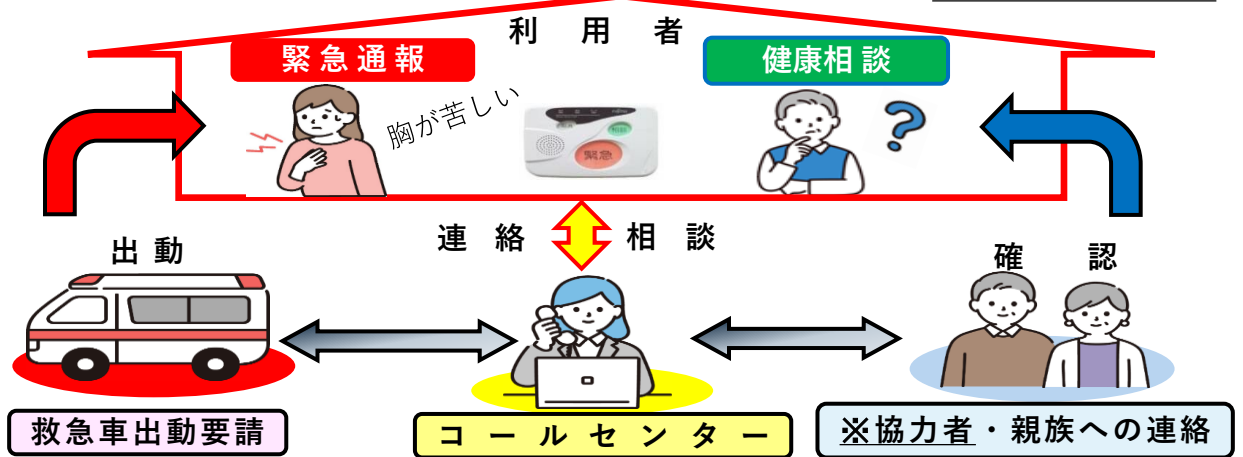
- ・（株）シーモス
- ・総合警備保障（株）香川支社
- ・（株）あんしんサポート
- ・ALSOKあんしんケアサポート（株）

登録事業者独自のサービス

- ・見守りセンサー
- ・追加ペンダント
- ・火災センサー
- ・鍵の預り、警備員のかけつけ
- ・電池残量通知

緊急・相談対応フロー図

24時間365日対応



※ご利用には、1名以上の「協力者」の登録が必要です。

「協力者」とは、通報があった際、おおむね30分以内で利用者の自宅に駆けつけられる方です。（一部事業者は登録不要ですが、鍵の複製が必須。）

申請から利用までの流れ

- ◆申請書を提出します。
- ◆高松市担当者が聞き取り調査に伺います。（身体状況等台帳を作成するに当たって必要事項を聞き取ります。）



- ◆審査の結果「利用承認通知書」を郵送でお送りします。

- ◆選んだ登録事業者から連絡があり、登録事業者と契約します。
- ◆契約後、取付工事を行います。
- ◆工事完了後、利用開始！

申請書等の様式は、高松市ホームページからダウンロードできます。



【問い合わせ先】

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市 長寿福祉課（2階22番窓口）

☎：087-839-2346 FAX：087-839-2352